

アフリカの地域的人権保障システム

— 人権憲章、人権委員会、そして人権裁判所へ —

落 合 雄 彦

1. はじめに

アフリカにおいて地域的人権保障の枠組みが模索され始めたのは、1960年代初頭のことである。その後70年代末には、アフリカ地域独自の人権憲章の草案を策定する作業がアフリカ統一機構（Organization of African Unity : OAU）内で開始され、ついに81年6月、ナイロビで開催されたOAU国家元首・政府首脳会議において、「人及び人民の権利に関するアフリカ憲章」（The African Charter on Human and Peoples' Rights）が採択されるにいたった（86年10月発効。同憲章は、その最終草案が作成されたガンビアの首都バンジュルの名をとって、一般にバンジュル憲章と呼ばれており、本稿でも以下バンジュル憲章と略す）。

本稿では、こうしたOAUによる地域的人権保障システム構築の史的軌跡を概観し、次いでその結果成立したバンジュル憲章の概要と、同憲章の下で設置された「人及び人民の権利に関するアフリカ委員会」（The African Commission on Human and Peoples' Rights : 以下、アフリカ人権委員会と略す）の活動を考察する。

2. 地域的人権保障システムの模索

OAUは、1963年5月にエチオピアのアジスアベバで調印されたアフリカ統一機構憲章（The Charter of the Organization of African Unity：以下、OAU憲章と略す）の前文のなかで、「国際連合憲章と世界人権宣言は諸国家間の平和的・積極的協力のための堅固な基礎であり、われわれはその原則の遵守を再確認する」と述べ、また本文第2条においても、「国際連合憲章及び世界人権宣言を十分に尊重し、国際協力を推進すること」をOAUの目的の一つとして掲げている。このようにOAUは、その創設当初から、少なくとも表面的には人権尊重の重要性を認識していたといえる。しかし、実際には、70年代後半までのOAUにおいては、人権問題は主に植民地解放問題、アパルトヘイト問題、難民問題との関連でかなり限定的に議論されていたにすぎず、加盟国内の政治的、市民的、社会的、文化的、経済的な人権の侵害に対しても、OAU憲章のなかでも掲げられていた内政不干渉の原則のもとで、十分な关心が払われなかったのである。¹⁾

他方、OAUが、憲章のなかで人権尊重への理解を表明しておきながら、加盟国内の著しい人権侵害状況を事実上放任していたのに対して、国連

や法律関係の民間団体は、早くも1960年代初頭からアフリカの地域的な人権保障の枠組みを模索するためのセミナーや会議を開催していた。まず、61年1月には、国際的な民間団体である国際法律家委員会（International Commission of Jurists）によって、ナイジェリアのラゴスで、「法の支配に関するアフリカ会議」（African Conference on the Rule of Law）が開催された。同会議では、「ラゴスの法」（Law of Lagos）という決議が採択され、人権裁判所を含むアフリカ人権条約の採択の可能性について研究するようにアフリカの政府に対して要請がなされた。また、67年3月に開かれた国連人権委員会（United Nations Commission on Human Rights）の第23回会期においては、ナイジェリアが、地域的人権委員会のない地域——すなわち、ヨーロッパと米州以外の地域——に人権委員会を設置する可能性について国連が検討するよう求める決議案を、コンゴ民主共和国、ダホメー（現ベナン）、フィリピン、セネガル、タンザニアとともに共同提案した。さらに、69年9月、国連人権部（United Nations Division of Human Rights）の主催によって、「特にアフリカにおける地域人権委員会の設置に関するセミナー」（Seminar on the Establishment of Regional Commissions on Human Rights with Special Reference to Africa）がエジプトのカイロで開催され、OAUと国連人権委員会がアフリカ人権委員会設置のための協議・情報交換を可能ならしめる取り組みを締結するよう国連事務総長に対して要請²⁾している。

こうした民間団体や国連の動きを受けて、OAUも次第に地域的人権保障システムの創設に向向きに取り組むようになる。そして、1971年4

月、OAUは国連アフリカ経済委員会（United Nations Economic Commission for Africa）と共に「アフリカの法的プロセスと個人に関するアフリカ法律家会議」（Conference of African Jurists on the African Legal Process and the Individual）をアジスアベバで開催した。同会議では、アフリカ人権条約の締結やアフリカ人権委員会の設置を求める決議が採択されている。

このように、アフリカにおける地域的人権保障は、政府間機関レベルではまず1960年代に国連のイニシアティブのもとでその可能性が模索され始め、それが70年代に入って次第に、そして言わば必然的にアフリカを包括する地域機構であるOAUによって推進されるようになっていったのである。しかし、OAUがヨーロッパ人権条約や米州人権条約と並ぶアフリカ独自の地域的人権条約の制定に本格的に着手し始めたのは、79年になってからのことである。

それでは、OAUが1970年代末になって地域的人権条約の制定に本格的に着手し始めた原因とは一体何であったのか。

1970年代後半は、人権問題が国際的に広く注目を集めた時期であった。例えば、デタント時代の77年に誕生したアメリカのカーター政権は、従来の冷戦イデオロギーから脱却するための新しい対外政策の指針として人権外交という概念を掲げた。今日カーター政権の人権外交に対する評価は総じてあまり高くはないが、少なくとも同政策が当時のアフリカ諸国に与えたインパクトは、けっして過少評価されるべきではない。独立後のアフリカにおいては、一党支配や軍部支配といった非民主的で人権抑圧的な政治体制が広くみられたが、カーター政権による人権外交の提唱によって、ア

アフリカの地域的人権保障システム

アフリカの国家指導者は、それまで国際社会からほとんど注目されずに済んでいた自国内の人権侵害状況が容易に国際問題化し、さらには欧米諸国からの援助の削減や停止といった深刻な事態をもたらしかねないということを認識するようになった。他方、しばしば国家権力による人権侵害の被害者となってきたアフリカの体制批判的な知識人や活動家は、アメリカが人権外交を推進したことによって、逆に大いに勇気づけられたのである。

また、ベトナムの「ボートピープル」の流出やカンボジアのポル・ポト政権による大量虐殺といった1970年代のアジアにおける深刻な人権侵害状況も、人権問題への関心を国際的に一層高める要因となったといえよう。³⁾

さらに、1970年代後半は、アフリカにおいても、ウガンダのアミン、中央アフリカのボカサ、赤道ギニアのマシアスといった独裁的な国家指導者によって大規模な人権侵害が発生し、それらがアフリカ内外の強い非難を集めた時期でもあった。特に、アジア系人を大量に国外追放し、民族的な弾圧を繰り返したアミン政権に対しては、タンザニア、ザンビア、ボツワナがその重大な人権侵害に抗議して75年のカンパラでのOAU国家元首・政府首脳会議をボイコットするなど、欧米諸国や国際機関ばかりか、アフリカ諸国からも強い非難が向けられた。このように70年代後半、これまで事あるごとに内政不干渉の原則を持ち出し、隣国人権侵害を事实上見て見ぬ振りをしてきたアフリカの国家指導者のなかにも、他国の重大な人権問題に注目し、それに対して独自の対応を示す動きがわずかながらもみられるようになっていったのである。⁴⁾

こうした外的あるいは内的な諸要因によるアフ

リカの人権問題への意識の高まりのなかで、1979年7月にリベリアのモンロビアで開催されたOAU国家元首・政府首脳会議は、人及び人民の権利に関するアフリカ憲章の草案作成のための専門家会議を可能な限り早期に開催するようにOAU事務局長に対して求める決議を採択した。そして、これを受けて、同年11月から12月にかけて、セネガルのダカールにおいて、「人及び人民の権利に関するアフリカ憲章の草案作成のための専門家会議」(Meeting of Experts Preparing Draft African Charter on Human and Peoples' Rights)が開催され、最初の草案が作成されたのである。さらに、80年6月と81年1月の2度にわたってバンジュルで開催された、法務大臣等から構成される閣僚級会議において、最終草案が準備された。そして、前述したとおり、この草案が81年6月のOAU国家元首・政府首脳会議においてアフリカ地域の人権条約として最終的に採択されたのである。

3. バンジュル憲章とアフリカ人権委員会

アフリカにおける地域的人権保障の法的枠組みとしてのバンジュル憲章と、その保障措置機関としてのアフリカ人権委員会については、すでにわが国でも国際法学の観点から幾つかの詳細な先行研究がなされているので、本稿では以下、憲章の主な特徴と委員会の活動についてそれぞれごく簡単に考察するにとどめたい。⁵⁾

バンジュル憲章は、前文と本文68ヶ条から構成されている。本文は3部構成となっており、第1部では「権利及び義務」が規定され、その第1章

では「人及び人民の権利」、続く第2章では「義務」について定められている。第2部は「保障措置」についてであり、第1章では「アフリカ人権委員会の設置及び組織」、第2章では「委員会の権限」、第3章では「委員会の手続」、第4章では「適用すべき原則」が規定されている。第3部は「一般規定」であり、アフリカ人権委員会の召集や改正の手続について定められている。

バンジュル憲章には、国の統治に自由に参加する権利や公務につく権利といった市民的、政治的権利（第1世代の人権）に始まり、労働の権利や健康に対する権利といった経済的、社会的及び文化的権利（第2世代の人権）、そして発展の権利（いわゆる第3世代の人権）にいたるまでの広範な人権と人民の権利の尊重に関する規定が含まれている。特に、同憲章は、1986年12月の国連総会で「発展の権利に関する宣言」（Declaration on the Right to Development）が採択される以前に発展の権利を条約として初めて規定したものとして注目される。⁶⁾

バンジュル憲章の内容に関する主な特徴としては、およそ以下の3点を指摘できよう。まず第1に、同憲章は、特にその前文においてアフリカ文明の価値や植民地主義からの解放を強調するなど、ヨーロッパ人権条約や米州人権条約とは異なる、アフリカの特殊性が濃厚に反映された内容となっていること。第2に、同憲章においては、人権条約としては異例のことであるが、人権に関する規定に加えて、個人が国家に対して果たすべき義務が規定されていること。⁷⁾ そして第3に、同憲章は、単に個人の権利ばかりか人民の権利をも定め、しかも後者を比較的広範かつ具体的に規定していることである。⁸⁾

バンジュル憲章は、同憲章が掲げた諸権利を保障するための機関としてアフリカ人権委員会の設置を定めているが、ヨーロッパ人権条約や米州人権条約とは異なり、地域的な人権裁判所の設置については当初なんら規定していなかった。

アフリカ人権委員会は、OAU 国家元首・政府首脳会議で選出された11名の委員（任期6年）から構成される（第31条）。アフリカ人権委員会は OAU の一機関として位置づけられ、その事務局の経費は OAU が負担することとされている（第41条）。同委員会の任務は、アフリカにおける人権と人民の権利に関する調査・研究、加盟諸国が立法の参考にしうるような指針の作成、国際機関やアフリカ内の諸機関との協力、そして憲章違反の申し立てや通報に対する調査・報告・勧告などである（第45条）。

アフリカ人権委員会は、1986年のバンジュル憲章の発効を受けて、翌87年のOAU 国家元首・政府首脳会議において初代の委員が選出され、同年11月にアジスアベバで第1通常会期を開催した。そして、88年2月にダカールで開催された第2通常会期において、「人及び人民の権利に関するアフリカ委員会の手続規則」（Rules of Procedure of the African Commission on Human and Peoples' Rights）と、「人及び人民の権利に関するアフリカ委員会の行動計画」（Programme of Action of the African Commission on Human and Peoples' Rights）を採択している。手続規則は、委員会が通常年2回、それぞれ2週間にわたって開催されるといった会期日程のほか、議題の決定手続、委員会事務局長の権限、委員会の使用言語、NGO・民族解放組織・政府間組織等の委員会審議への参加等に関する諸手続事項を詳細に定めている。他⁹⁾¹⁰⁾

アフリカの地域的人権保障システム

方、行動計画では、アフリカ人権委員会が今後取り組むべき活動が明記され、まず第1に研究・情報活動として、人権に関するアフリカ図書館及び文書センターの設置等の11項目、第2に準立法的活動として、憲章を未批准の国に対する批准キャンペーンの実施等の3項目、そして第3に協力活動として、国際機関やNGO組織との協力等の3項目が掲げられている。¹¹⁾

さらに、アフリカ人権委員会は、前述した手続規則に則り、1988年10月に「国家定期報告ガイドライン」(Guidelines for National Periodic Reports)を採択した。同ガイドラインは、バンジュル憲章の締約国が憲章発効時から2年目に初めて提出する「第1回報告」と、その後2年に1度提出する「定期報告」について、それぞれの報告の形式や内容を規定したものである。¹²⁾

アフリカ人権委員会は、前述したアジスアベバ(1987年11月)での第1通常会期以降、ダカール(88年2月)、リーブルヴィル(88年4月)、カイロ(88年10月)、ベンガジ(89年4月)で開催されたが、その後バンジュルに委員会本部が開設されたために、89年6月からは原則としてバンジュルで毎回の会期をもつようになった。¹³⁾しかし、これまでアフリカ人権委員会は、各国から提出された定期報告の受理・審査、請願の受理・検討、人権伸長のための勧告といった諸活動を展開してはきたが、後述するとおり、その活動に対する評価は総じて低いものであったといわざるをえない。

4. 問題点と課題

OAUによる地域的人権保障システム——すなわち、人権の保護・伸長のための法的枠組みとし

てのバンジュル憲章とその保障措置機関としてのアフリカ人権委員会——については、当初から、後述するような幾つかの問題点が指摘されていた。また、憲章が発効し、委員会が活動を開始してからすでに10年以上の歳月が経過している今日、研究者からは、これまで憲章と委員会がアフリカ諸国内の人権状況の改善にほとんど何らの貢献もしてこなかったといった厳しい批判の声が向けられている。

例えば、バンジュル憲章の規定については、田畠茂二郎が、同憲章には「かなり不透明な要素が含まれているといわざるをえない」とした上で、特に「いわゆるクローバック条項(claw back clause)を含んでいる規定が多く、この点、実際の適用上かなり大きな障害となるおそれがある」と指摘している。¹⁴⁾米州人権条約やヨーロッパ人権条約には、国家が戦争などの非常事態に直面した場合に一定の人権保障を停止することができる非常時制限条項(derogation clause)がみられるが、バンジュル憲章では、その代わりに、平常時に法律によって人権の制約を許容するクローバック条項が多用されている(第6条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条)。¹⁵⁾クローバック条項では、人権保障を「法律の枠内で」、「法及び秩序に従うことを条件として」といった要件のもとで認めており、ここでいう「法」を一般的な国内法と解釈する場合には、締約国が、バンジュル憲章で保障した一定の人権を国内法で容易に制約できることになってしまう。例えば、バンジュル憲章は第10条で結社の自由を保障しているが、同条項はクローバック条項となっており、実際に民主化以前の多くのアフリカ諸国では、一党体制や軍部政権のもとで、政治組織の結成が国¹⁶⁾

内法によって厳しく統制されていた。もちろん、たとえ第10条がクローバック条項ではなく、バンジュル憲章において結社の自由が完全に保障されていたとしても、おそらく1980年代のアフリカの非民主的な政治状況にはなんらの影響もみられなかつたであろう。しかし、少なくともこうした憲章によるクローバック条項の多用は、一定の権利について憲章よりも国内法をいわば優先させることで、結果として国家の裁量権を拡大し、同憲章による人権保障の実施を骨抜きにすることにつながりかねないのである。

また、田畠は、バンジュル憲章では「権利と義務との相関関係が強調されている」と考察した上で、「きわめて抽象的一般的ななかたちで義務規定がされている関係から、たとえば、単に社会の共通の利益というだけの理由で、権利や自由が制限される可能性もないとはいえない」と指摘している。¹⁷⁾ この点に関しては、松本祥志も、「防衛義務や納税義務を除けば、家族関係における義務、国家社会に奉仕する義務、国の安全を損なわない義務、団結の義務、アフリカ文化の価値を保持・強化する義務、アフリカの統一に貢献する義務は、この憲章に特徴的なものであろう。そして、これらの義務が、権利との関係で、余りに偏重されるなら、国際人権規約との間に抵触問題を引き起こす可能性がある」と述べ、他の人権条約と比べて義務規定が広範に規定されているバンジュル憲章の問題性を指摘している。

他方、アフリカ人権委員会についても問題点を指摘する声が多い。

例えば、クロード・ウェルチ (Claude E. Welch, Jr.) は、「最も手厳しい批判者が指摘するほど深刻ではないものの、委員会の現状は満足の

いくものとは到底言えない」と指摘した上で、その弱点として次の4点を挙げている。すなわち、まず第1に、締約国の多くが、委員会に対する報告の提出義務を重視しておらず、また、委員会も提出された報告の審査を十分に行っていないこと。第2に、バンジュルにある委員会事務局の設備、職員、予算が不足していること。第3に、委員会の審議内容が原則非公開であること。そして最後に、委員会自体の問題ではないが、アフリカ独自の人権 NGO が十分に成長していないこと、の4点である。¹⁹⁾

また、ローリー・ワイズバーグ (Laurie S. Wiseberg) は、「委員会の働きを追っていく作業は、大いに落胆させられるプロセスである。というものも、いつの会期になっても進展がほとんどまったくといってよいほどみられないからである」と述べ、OAU 国家元首・首脳会議によって政府寄りの立場の人物や政府官僚が委員に選出されてきたこと、人権の保護、伸長、そして憲章の解釈という委員会の3つの任務のうち、現在の委員会は伸長 (promotion) に活動の主眼が置かれ、人権保護のための権限が極めて限定的でしかないこと、委員会の事務局長が不適切な人物であるために委員会が十分に機能していないこと、委員会事務局の予算不足は言い訳であり、委員会は人権の保護・伸長のために真剣に活動しようとする意志を欠いていること等を指摘している。²⁰⁾

松本祥志は、アフリカ人権委員会の問題点として、まず第1に、委員会の審議を OAU 国家元首・政府首脳会議による別段の決定まで秘密とするという、いわゆる委員会の秘密主義が、その任務の効果的な遂行のための国際協力を困難にしていること、第2に、委員会は OAU 国家元首・政府首

アフリカの地域的人権保障システム

脳会議から十分に独立しておらず、その決定的な権限の多くが首脳会議に与えられていることを挙げている。そして、その上で、松本は、委員会の今後の課題として、長期的には人権裁判所を設置する必要があるが、「現段階では、まず、委員会の手続を公開し、高度に自己完結的な人権保障システムを確立しなければならない」と提案している。²¹⁾

5. 結びに代えて

前章で述べたように、バンジュル憲章とアフリカ人権委員会については、その問題点を指摘し、改善・改革・強化を求める声が根強い。しかし、だからといって、両者がアフリカの人権改善にとってまったく無力であり、不要であると指摘する者はおそらくいないであろう。それは、たとえ人権の保護・伸長にとって国家の役割が今日の世界、特にアフリカにおいて依然として中核的な重要性を有しているとしても、渡辺昭夫が指摘するところ、「人権擁護のために有利な政治環境を構築する作業は、グローバル、リージョナル、ナショナル、さらにはサブナショナルの各層で同時並行的になされなくてはならないし、そうすることで増幅効果が期待できる」²²⁾からにはかならない。

1998年6月にブルキナファソの首都ワガドゥグで開催されたOAU国家元首・政府首脳会議において、「人及び人民の権利に関するアフリカ裁判所の設置に関する議定書」(Protocol on the Establishment of an African Court on Human and Peoples' Rights)が調印された。これによって、将来アフリカにも人権裁判所が設置される可能性が出てきた。本稿でみてきたとおり、これまでの

OAUの地域的人権保障システムには問題点や課題がけっして少なくはないが、将来設置されるかもしれない人権裁判所が、アフリカにおける人権保障システムの改善と強化に大いに資するものとなることを期待したい。

[付記]

本稿は、平成9年度外務省開発援助研究（テーマ：「アフリカ諸国のガバナンス改善支援（現状と課題）」、研究代表者：小田英郎敬愛大学国際学部長）による研究成果の一部である。

〈注〉

- 1) 落合雄彦「第XII章 現代アフリカの課題」、小田英郎編『アフリカ』（国際情勢ベーシックシリーズ4）所収、自由国民社、1996年、346-347頁。
- 2) 松本祥志「『アフリカ人権憲章』の成立背景と法的意義」、『札幌学院法学』第3巻2号、1986年12月、137頁、田畠茂二郎『国際化時代の人権問題』、岩波書店、1988年、191-192頁、中野進「アフリカ人権憲章(1)」、『富士大学紀要』第28巻第1号、1996年、3頁。
- 3) Kannyo, Edward, 1984, "The Banjul Charter on Human and Peoples' Rights : Genesis and Political Background," in Welch, Jr., Claude, and Ronald I. Meltzer (eds.), *Human Rights and Development in Africa*, Albany : State University of New York Press, p. 141.
- 4) 松本「『アフリカ人権憲章』の成立背景と法的意義」、122-125頁。

- 5) バンジュル憲章とアフリカ人権委員会については、例えば、前述した松本「『アフリカ人権憲章』の成立背景と法的意義」、田畠『国際化時代の人権問題』、中野「アフリカ人権憲章(1)、(2・完)」のほか、松本祥志「アフリカ人権委員会の活動と課題」、『立命館国際研究』第6巻4号、1994年3月、18-37頁や、より手軽なものとしては、阿部浩己・今井直「入門国際人権法 [連載18] —人権の地域的集団的保障③アフリカ・アジア—」、『法学セミナー』、第478号、1994年10月、98-102頁などがある。また、同憲章の全文は、田畠茂二郎ほか編『国際人権条約・宣言集』(第2版)、東信堂、1994年、422-428頁に邦訳が掲載されている。
- 6) 田畠『国際化時代の人権問題』、210頁。
- 7) バンジュル憲章第27条第1項「すべての個人は、自己の家族及び社会、国並びにその他の法的に認められた共同体及び国際社会に対する義務を有する」(本稿におけるバンジュル憲章の引用は、すべて田畠ほか編『国際人権条約・宣言集』(第2版)による)。
- 8) バンジュル憲章は、人民の権利を第19条から第24条において規定している。具体的には、人民の平等権(第19条)、人民の自決権(第20条)、人民の発展の権利(第22条)、環境に対する人民の権利(第24条)などが定められている。
- 9) アフリカ人権委員会の初代委員11名の氏名と国籍は以下のとおり。Alioune Blondin Beye(マリ)、Ali Mahmoud Buhedma(リビア)、Ibrahim Ali Badawi El Sheikh(エジプト)、Alexis Gabou(コンゴ共和国)、Grace S. Ibingira(ウガンダ)、Sourahata Baboucar Semega Janneh(ガンビア)、Robert Habesh Kisanga(タンザニア)、Moleleki D. Mokama(ボツワナ)、C. L. C. Mubanga-Chipoya(ザンビア)、Yaussoupha Ndiaye(セネガル)、Issac Nguema(ガボン)(Welch, Jr., Claude, 1992, "The African Commission on Human and Peoples' Rights : A Five-Year Report and Assessment," *Human Rights Quarterly*, Vol.14, p.53)。
- 10) *Rules of Procedure of the African Commission on Human and Peoples' Rights*, adopted on 13 February 1988.
- 11) Welch, Jr., Claude, 1991, "The Organisation of African Unity and the Promotion of Human Rights," *The Journal of Modern African Studies*, Vol. 29, No.4, pp.548-549; Welch, "The African Commission on Human and Peoples' Rights : A Five-Year Report and Assessment," pp.50-51.
- 12) 松本「アフリカ人権委員会の活動と課題」、26-29頁。
- 13) Welch, "The Organisation of African Unity and the Promotion of Human Rights," p.551.
- 14) 田畠『国際化時代の人権問題』、204頁。
- 15) 中野「アフリカ人権憲章(1)」、14頁。
- 16) 第10条「すべての個人は、法律に従うことを条件として、自由な結社の権利を有する」。
- 17) 田畠『国際化時代の人権問題』、205頁。
- 18) 松本「『アフリカ人権憲章』の成立背景と法的意義」、155頁。
- 19) Welch, "The African Commission on Human and Peoples' Rights : A Five-Year Report and

アフリカの地域的人権保障システム

- Assessment," pp.53-55.
- 20) Wiseberg, Laurie S., 1994, "The African Commission on Human and Peoples' Rights," *Issue : A Journal of Opinion*, Vol.XXII/2, pp.35-37.
- 21) 松本「アフリカ人権委員会の活動と課題」、35-36頁。
- 22) 渡辺昭夫「国際問題としての人権と日本の立場——リベラリズムの立場からの一つの試論——」、渡辺昭夫編『アジアの人権——国際政治の視点から——』所収、日本国際問題研究所、1997年、25頁。

〈参考文献〉

- 阿部浩己・今井直「入門国際人権法 [連載18] ——人権の地域的集団的保障③アフリカ・アジア——」、『法学セミナー』、第478号、1994年10月、98-102頁。
- 落合雄彦「第XII章現代アフリカの課題」、小田英郎編『アフリカ』(国際情勢ベーシックシリーズ4) 所収、自由国民社、1996年、329-357頁。
- 田畠茂二郎『国際化時代の人権問題』、岩波書店、1988年。
- 田畠茂二郎、竹本正幸、松井芳郎、薬師寺公夫編『国際人権条約・宣言集』(第2版)、東信堂、1994年。
- 中野進「アフリカ人権憲章(1)」、『富士大学紀要』第28巻第1号、1996年、1-29頁。
- 中野進「アフリカ人権憲章(2・完)」、『富士大学紀要』第28巻第2号、1996年、39-80頁。
- 松本祥志「『アフリカ人権憲章』の成立背景と法的意義」、『札幌学院法学』第3巻2号、1986年12月、113-181頁。

- 松本祥志「アフリカ人権委員会の活動と課題」、『立命館国際研究』第6巻4号、1994年3月、18-37頁。
- 渡辺昭夫「国際問題としての人権と日本の立場——リベラリズムの立場からの一つの試論——」、渡辺昭夫編『アジアの人権——国際政治の視点から——』所収、日本国際問題研究所、1997年、1-27頁。
- Kannyo, Edward, 1984, "The Banjul Charter on Human and Peoples' Rights : Genesis and Political Background," in Welch, Jr., Claude, and Ronald I. Meltzer (eds.), *Human Rights and Development in Africa*, pp.128-151.
- Welch, Jr., Claude, and Ronald I. Meltzer (eds.), 1984, *Human Rights and Development in Africa*, Albany : State University of New York Press.
- Welch, Jr., 1984, "Human Rights as a Problem in Contemporary Africa," in Welch, Jr., Claude, and Ronald I. Meltzer (eds.), *Human Rights and Development in Africa*, pp.11-31.
- Welch, Jr., Claude, 1991, "The Organisation of African Unity and the Promotion of Human Rights," *The Journal of Modern African Studies*, Vol.29, No.4, pp.535-555.
- Welch, Jr., Claude, 1992, "The African Commission on Human and Peoples' Rights : A Five-Year Report and Assessment," *Human Rights Quarterly*, Vol.14, pp.43-64.
- Wiseberg, Laurie S., 1994, "The African Commission on Human and Peoples' Rights," *Issue : A Journal of Opinion*, Vol.XXII/2, pp.34-41.

ABSTRACT

The Human Rights Protection System in Africa

Takehiko OCHIAI

Until the 1970s, the Organization of African Unity (OAU) did not have any systems to deal with charges of human rights violations within member states, although there had been calls for the establishment of such a human rights system as early as 1961. The African Charter on Human and Peoples' Rights was adopted by the OAU in 1981 and came into force in 1986. In 1987, the African Commission on Human and Peoples' Rights was established and held its first session in Addis Ababa.

The aim of this article is to analyse the African human rights protection system which mainly consists of the African Charter and the African Commission.

The principle of non-interference in the domestic affairs of member states was often used to prevent the OAU from dealing with charges of human rights violations within member states. But in the late 1970s human rights became a prominent issue in international politics partly because the US President Jimmy Carter gave the central role to human rights in foreign policy. Massive human rights violations by the regimes of Idi Amin in Uganda, Macias Nguema in Equatorial Guinea, and Jean-Bedel Bokassa in Central African Empire also contributed to the final decision of African leaders to move towards creating a human rights protection system for the continent.

The human rights protection mechanism in Africa has several limitations and shortcomings such as claw-back clauses in the African Charter and the African Commission's subordination to the OAU Assembly of Heads of State and Government. The Protocol on the Establishment of an African Court on Human and Peoples' Rights was adopted at the OAU summit in 1998. The African Court is expected to contribute to the protection and promotion of human rights in Africa.